

令和5年度 宮崎地方最低賃金審議会 第1回宮崎県最低賃金専門部会 議事要旨（公開）

1 日 時 令和5年8月3日（木） 午後2時30分～午後3時30分

2 場 所 宮崎合同庁舎 2階大会議室

3 出席者 公益委員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議 題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 生活保護と最低賃金との比較結果について
- (3) 令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果
- (4) 今後の審議の進め方について（参考人聴取について）
- (5) 令和5年度宮崎県最低賃金改定に関する労・使の基本的考え方について
- (6) 金額提示
- (7) 今後の審議スケジュールについて
- (8) その他

5 議事要旨

- (1) 労使の推薦により、公益委員から部会長及び部会長代理を選任した。
- (2) 事務局より「最低賃金と生活保護との比較結果」について説明を行い、令和3年度における宮崎県最低賃金は宮崎県の生活保護費を上回っていることが確認された。
- (3) 事務局より「令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果」について報告された。
- (4) 「今後の審議の進め方」について、宮崎県最低賃金の改正決定に関する意見公示により提出された意見のうち、意見陳述の希望があった日本民主青年同盟宮崎県委員会及び宮崎ふれあいユニオンから意見聴取することとされた。
- (5) 労働者側委員、使用者側委員より最低賃金改定に関する基本的考え方について意見交換が行われた。
- (6) 労働者側委員より、53円引上げの906円の提示があった。
根拠としては、2023年春季生活闘争の全国の集計結果、有期・短時間・契約等

の労働者の賃上げ額は、加重平均で、52.78 円であり、引上げ率は概算で 5.01% となり、時給は一般組合員を上回っていることを考慮した。

また、宮崎県のパートタイム労働者の求人募集金額は、2023 年 5 月に賃金上限平均は、1,066 円と昨年の 1,016 円から 50 円上がっており、下限平均も 980 円と前年 930 円から 50 円上がっていることも考慮した。

中小企業の現状もよく理解しているが、今回の金額提示になった。

使用者側委員より、23 円引上げの 876 円の提示があった。

足下の物価上昇、春季労使における賃金引上げ状況、賃金改定状況実態調査の結果、人材の確保の観点から、最低賃金の引き上げることの必要性については、理解している。

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者に対する「セーフティネット」であることから、政策を目的としたものではない。

最低賃金法第 9 条の 3 要素を総合的に表している賃金改定状況実態調査の第 4 表を重視し、第 4 表 の C ランクの賃金上昇率が 2.7%と出ていることから引上げ額を 23 円とした。

(7) 今後のスケジュールについて以下のとおり確認した。

8月8日(火)13:30~ 第2回専門部会

8月10日(木)13:30~ 第3回専門部会、専門部会終了後本審を行う

8月10日以降の予備日については、8月8日の審議状況を踏まえ協議する。

8月28日(月)10:00~ 第4回審議会

以上